

平成 27 年 1 月 30 日

【照会先】

年金局年金課

課長補佐 岡野 和薫 (内線 3336、3337)

(代表電話) 03(5253)1111

平成 27 年度の年金額改定について

総務省から、本日（1 月 30 日）、「平成 26 年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。この結果、平成 27 年度の年金額は、平成 26 年度の特例水準の年金額との比較では、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整と合わせて、基本的には 0.9% の引上げ^(注 1・2) となります。受給者の受取額が変わるのは、通常 4 月分の年金が支払われる 6 月からです。

なお、平成 27 年度の年金額改定に用いる各指標は次ページのとおりで。

(注 1) 厚生年金（報酬比例部分）に関しては、被保険者期間が直近の期間のみの方など、すべての方が 0.9% の引上げとなるわけではありません。

(注 2) 厚生年金（報酬比例部分）に関しては、平成 16 年改正で特例水準の処理についてのルールを法定化して以降、平成 16 年以前の実質賃金上昇を反映した本来水準の改定が行われた世代（昭和 12 年度生まれ以降の世代）が存在するため、これらの世代では、平成 26 年度時点で解消すべき特例水準が 0.5% より小さい又は無いため、その分平成 27 年度の改定率が高くなります。

○ 平成 27 年度の新規裁定者（67 歳以下の方）の年金額の例

	平成 26 年度 (月額) *1	平成 27 年度 (月額) *2
国民年金 (老齢基礎年金 (満額) : 1 人分)	64,400 円	65,008 円 (+608 円)
厚生年金 *3 (夫婦 2 人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	219,066 円	221,507 円 (+2,441 円)

* 1 平成 26 年度の基礎年金（厚生年金に含まれている夫婦 2 人分の基礎年金を含む）は、特例水準の額であり、本来水準よりも 0.5% 高い水準となっています。

* 2 平成 27 年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっているため、平成 26 年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金は 0.9% となっています。また、厚生年金（報酬比例部分）は、平成 27 年度の新規裁定者（67 歳以下の方）においては平成 26 年度時点で特例水準の残余がないことから、改定率は 1.4% となっています。なお、実際に引上げとなる額については、端数処理などの理由により、平成 26 年度の年金額の 0.9%（報酬比例部分については 1.4%）に相当する額と完全に一致するものではありません。

* 3 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式によって算出しています。

参考1：平成27年度の年金額改定に係る各指標

・ 名目手取り賃金変動率 ※1	・・・ 2.3%
・ 物価変動率	・・・ 2.7%
・ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」 ※2	・・・ ▲0.9%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、国民年金法第27条の2及び厚生年金保険法第43条の2に規定されており、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、厚生年金保険法第43条の2の規定により、標準報酬月額などと保険料率のデータを用いて算出しています。

◆名目手取り賃金変動率（2.3%）

＝物価変動率（2.7%）×実質賃金変動率（▲0.2%）×可処分所得割合変化率（▲0.2%）
（平成26年の値） （平成23～25年度の平均） （平成24年度の変化率）

※2 マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正において導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。このマクロ経済スライドによる給付水準の調整を早期に開始することは将来の年金の受給者である現役世代の年金水準を確保することにつながります。具体的には、国民年金法第27条の4と厚生年金保険法第43条の4に規定されていて、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。このマクロ経済スライドによる調整は、特例水準が解消され次第実施することが法律に規定されています。

◆スライド調整率（▲0.9%）

＝公的年金被保険者数の変動率（▲0.6%）×平均余命の伸び率（▲0.3%）
（平成23～25年度の平均）

* 平成26年財政検証では、平成27年度のスライド調整率は▲1.1%と見込んでいましたが、60歳以上の高齢者雇用が見込みよりも進んだことなどにより、厚生年金被保険者が増加したことで、実際のスライド調整率は見込みよりも低くなりました。

参考2：年金額の改定ルール

年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金額の改定ルールは、法律上規定されており、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することになっています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

平成27年度の年金額は、平成27年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（2.3%）よりも物価変動率（2.7%）が高くなるため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（2.3%）によって改定されます。さらに平成27年度は、名目手取り賃金変動率にスライド調整率（▲0.9%）が乗じられることになり、平成26年度の本来水準の年金額からの改定率は1.4%となります。

なお、特例水準の段階的な解消（▲0.5%）があるため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基本的には0.9%となります。

参考3：厚生年金の改定率

平成12年改正により厚生年金は、新規裁定者の年金は賃金上昇率による改定、既裁定者の年金は物価上昇率による改定とされたため、賃金上昇率の反映状況が生年度によって異なることになりました。その結果、厚生年金の報酬比例部分については、昭和12年度生まれの方は平成13年度（12～14年度の3年平均）までの賃金上昇率、昭和13年度以後生まれの方は平成14年度（13～15年度の3年平均）までの賃金上昇率が本来水準の年金額に反映されているため、昭和11年度以前生まれの方と比較して本来水準が高くなっていて、平成26年度時点における特例水準との差が0.5%よりも少なくなっています。具体的には、昭和12年度生まれが0.1%の差、昭和13年度以後生まれが±0.0%（特例水準と同水準）となっています。このため、平成26年度の特例水準との比較では、

- ・昭和11年度以前生まれの方は、0.9%（特例水準▲0.5%解消）
- ・昭和12年度生まれの方は、1.3%（特例水準▲0.1%解消）
- ・昭和13年度以後生まれの方は、1.4%（26年度に特例水準が解消済）

の引上げとなります*。

平成15年度以降については、「賃金変動率<物価変動率」の状況が続いたことから、新規裁定者と既裁定者が同じ改定率になり、昭和13年度以後の生年度による違いは生じませんでした。

基礎年金については、平成16年改正により、新規裁定者の年金は平成16年度以降の毎年の賃金動向を反映させることになりましたが、上記のとおり「賃金変動率<物価変動率」の状況が続いたことから、新規裁定者と既裁定者が同じ改定率になり、生年度による違いは生じていません。

※ 厚生年金の被保険者期間が直近の期間のみの方など、すべての方が上記改定率に当てはまるものではありません。

参考4：特例水準の解消

平成25年9月分までの年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）で支払われていました。

平成16年の年金制度改正で、長期的な給付と負担の均衡を図る仕組み（マクロ経済スライド）が導入されましたが、この仕組みは特例水準を解消した後に発動することになっています。前述のとおり、マクロ経済スライドによる給付水準の調整を早期に開始することは、将来の年金の受給者である現役世代の年金水準を確保することにつながります。

このような観点から、平成24年に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。本来水準の年金額との差である2.5%の解消スケジュールは、平成25年10月から▲1.0%、26年4月から▲1.0%、27年4月から▲0.5%となっており、27年4月以降は完全に特例水準が解消されます。

参考5：国民年金保険料について

- ・平成27年度の国民年金保険料額は15,590円（月額）となります。
（平成26年度から340円の引上げ）
- ・平成28年度の国民年金保険料額は16,260円（月額）となります。
（平成27年度から670円の引上げ）

（参考）

国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに名目賃金の変動に応じて改定することが、国民年金法第87条第3項に規定されています。

	平成27年度	平成28年度
法律に規定された保険料額（平成16年度価格水準）	16,380円	16,660円

参考6：在職老齢年金の支給停止調整変更額（46万円→47万円）などの改定

平成27年度の在職老齢年金に関して、

- ・60歳台前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額（26年度：46万円）
 - ・60歳台後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額（26年度：46万円）
- については、法律の規定に基づき47万円に改定されます。なお、60歳台前半の支給停止調整開始額（26年度：28万円）については変更ありません。

（参考：現行の仕組み）

60歳台前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、現行では、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整開始額（28万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（46万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。60歳台後半と70歳以降については同法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（46万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。支給停止調整開始額（28万円）は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整（変更）額（46万円）については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当については、物価変動率 2.7%に、特例水準の段階的な解消（平成 27 年 4 月以降は▲0.3%）をあわせて、2.4%の引上げとなります。

＊ なお、平成 12 年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じているこれらの手当の特例水準（1.7%）について、年金と同様に、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で解消することとしています。これにより、平成 27 年度分の手当額は、0.3%引き下がることになります。（解消のスケジュールは、H25.10. ▲0.7%、H26.4. ▲0.7%、H27.4. ▲0.3%）

			平成 26 年度 (月額)	平成 27 年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 子 1 人、全部支給の場合	41,020 円	42,000 円 (+980 円)
②	障害者などに対する 給付 ※ 1	特別児童扶養手当	(1 級) 49,900 円 (2 級) 33,230 円	(1 級) 51,100 円 (+1,200 円) (2 級) 34,030 円 (+800 円)
		特別障害者手当	26,000 円	26,620 円 (+620 円)
		障害児福祉手当	14,140 円	14,480 円 (+340 円)
③	原子爆弾被爆者に 対する給付 ※ 2	健康管理手当	33,230 円	34,030 円 (+800 円)

※ 1 この他、経過的福祉手当がある。

※ 2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

【照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

①母子家庭・父子家庭などに対する給付

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

(担当・内線) 度会 (7891) 堀内(7893)

(直通電話) 03(3595)3112

②障害者などに対する給付

社会・援護局 障害保健福祉部

(担当・内線) 鈴木 (3020)

(直通電話) 03(3595)2389

③原子爆弾被爆者に対する給付

健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室

(担当・内線) 山本 (2315) 島田 (2318)

(直通電話) 03(3595)2207

本来水準と特例水準の年金額改定の推移

参考資料

- 平成26年度まで支給される年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われているところ。(特例水準)
 - 平成24年11月に成立した法律により、特例水準(2.5%)を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消を図っている。(解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)
- (参考)
- 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
 - 一方、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、物価や賃金の上昇や下落に応じて(※)増額や減額されるというルール。
(※例えば、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定される。)

